

平成 24 年 8 月 27 日

港区生物多様性推進委員会設置要綱

平成 24 年 8 月 15 日
24 港環環第 1616 号

(設置)

第 1 条 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条及び港区みどりを守る条例（昭和 49 年港区条例第 29 号）に基づき、港区における生物多様性に関する施策の総合的な推進に必要な事項について協議するため、港区生物多様性推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 港区生物多様性地域戦略の策定に関すること。
- (2) 港区生物多様性地域戦略の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進するために必要な事項

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者で、生物多様性に関して識見を有するもののうちから区長が委嘱する委員 15 人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 事業者
- (4) 環境団体等関係者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。